

令和6年2月

第173回うるま市議会定例会

# 議案書



沖縄県うるま市

令和6年2月第173回うるま市議会定例会付議事件名

議案番号	案 件 名	主 管 部
報告第1号	専決処分の報告について（燃費補償の和解）	消防本部
承認第1号	専決処分の承認について（うるま市手数料条例の一部を改正する条例）	市民生活部
承認第2号	専決処分の承認について（令和5年度うるま市一般会計補正予算（第7号））	財務部
議案第1号	令和5年度うるま市一般会計補正予算（第8号）	財務部
議案第2号	令和5年度うるま市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市民生活部
議案第3号	令和5年度うるま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民生活部
議案第4号	令和5年度うるま市介護保険特別会計補正予算（第4号）	福祉部
議案第5号	令和5年度うるま市水道事業会計補正予算（第3号）	水道部
議案第6号	令和5年度うるま市下水道事業会計補正予算（第3号）	水道部
議案第7号	令和5年度うるま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	水道部
議案第8号	令和6年度うるま市一般会計予算	財務部
議案第9号	令和6年度うるま市沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業特別会計予算	消防本部
議案第10号	令和6年度うるま市国民健康保険特別会計予算	市民生活部
議案第11号	令和6年度うるま市後期高齢者医療特別会計予算	市民生活部
議案第12号	令和6年度うるま市介護保険特別会計予算	福祉部
議案第13号	令和6年度うるま市水道事業会計予算	水道部
議案第14号	令和6年度うるま市下水道事業会計予算	水道部
議案第15号	津堅辺地に係る総合整備計画の変更について	企画部
議案第16号	宮城・伊計辺地に係る総合整備計画の変更について	企画部
議案第17号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	消防本部
議案第18号	うるま市市道路線の廃止及び認定について	都市建設部
議案第19号	公有財産の無償譲渡について（うるま市立あげなこども園）	こども未来部
議案第20号	公有財産の無償譲渡について（まこときむたかこども園）	こども未来部
議案第21号	和解及び損害賠償の額の決定について	福祉部
議案第22号	うるま市監査委員条例及びうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	総務部

令和6年2月第173回うるま市議会定例会付議事件名

議案番号	案 件 名	主 管 部
議案第23号	うるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第24号	うるま市部設置条例の一部を改正する条例	総務部
議案第25号	うるま市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例	企画部
議案第26号	うるま市沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業特別会計設置条例	消防本部
議案第27号	うるま市消防手数料条例の一部を改正する条例	消防本部
議案第28号	うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防本部
議案第29号	うるま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	都市建設部
議案第30号	うるま市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例	都市建設部
議案第31号	うるま市営住宅条例の一部を改正する条例	都市建設部
議案第32号	うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道部
議案第33号	うるま市介護保険条例の一部を改正する条例	福祉部
議案第34号	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	こども未来部
議案第35号	うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども未来部
議案第36号	うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例	こども未来部
議案第37号	うるま市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例	こども未来部
議案第38号	うるま市きむたかホール条例の一部を改正する条例	社会教育部
議案第39号	うるま市教育支援センター条例の一部を改正する条例	学校教育部
議案第40号	うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民生活部
議案第41号	うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第42号	和解及び損害賠償の額の決定について	福祉部
議案第43号	うるま市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部

報告第1号

専決処分の報告について（燃費補償の和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（燃費補償お受け取りに関する同意書）のとおり専決処分する。

令和5年11月24日

うるま市長 中村 正



# 燃費補償お受け取りに関する同意書

## 【同意事項】

日野自動車のエンジン認証不正にかかる燃費不正につき、燃費補償に関する以下の同意事項をお読みいただき、ご同意いただける場合は、記入欄にご記入・ご捺印ください。必要書類を添付の上、ご返送いただきましたら燃費補償金のお支払いをさせていただきます。

- 【燃費補償の対象となるお客様】燃費補償の対象となるお客様は、裏面に記載の車両を日野自動車または日野販売会社から新車でご購入いただき、「燃費補償お受け取りに関する同意書」(本紙)をお受け取りになった方となります。
- 【対象車両】燃費補償の対象車両は、本紙裏面の【燃費補償対象車両一覧】に記載の車両が該当します。
- 【燃費補償額】「宛名台紙」に記載の「燃費補償額合計」の金額に印鑑登録証明書の発行手数料相当として450円を加算した金額をお客様ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。
- 【燃費補償金のお取り扱い】燃費補償金は、エンジン認証不正にかかる燃費不正の解決金としてお支払いするものであり、補償内容にご同意いただいた場合、今後異議申し立て等を行わないことにご同意いただいたこととなります。
- 【お手続き】燃費補償お受け取りのお手続きは、「燃費補償お受け取りお手続きのご案内」に記載の手続きに則り、本紙に必要事項をご記入・ご捺印いただき、必要書類と合わせて返送用封筒に入れ、簡易書留にてご返送いただきます。
- 【申請内容】燃費補償お受け取りのお手続きにおいて、新車をご購入いただいたお客様(本紙お受け取りのお客様)と、ご同意・ご署名いただいたお客様の同一性が確認でき、かつ記載不備等がない場合、燃費補償金をお支払いいたします。事実と異なる申請や記載不備等が認められる場合には、同意内容のご確認をさせていただきます、訂正および必要書類のご提出をお願いする場合があります。その場合、訂正内容を確認させていただいた上で、お支払いいたします。  
 なお、申請内容が訂正されない場合や必要書類をご提出いただけない場合は、燃費補償金をお支払いできません。  
 また、申請内容の不備等により本来お受け取りとなるお客様へのお支払いができない場合、日野自動車は燃費補償のお支払いにかかる一切の責を負うものではありません。
- 【お客様情報のお取り扱い】お客様の住所、お名前などの個人情報は、燃費補償の対象者であることの確認のため、燃費補償の支払いを実行するため、また、お問合せやお伝えすべき事項が発生した際にご確認・ご連絡させていただくために利用させていただきます、本件遂行に限定し第三者(燃費補償窓口の委託先)へお客様情報を提供することがあります。なお、上記以外の目的でお客様情報を使用することは一切ありません。

上記内容にご同意いただける場合は、以下記入欄にご記入いただき、印鑑登録証明書が発行できるご印鑑にてご捺印ください。

## 【同意される方の情報および燃費補償金お受け取り口座情報】

※必ず黒のボールペン(消えないペン)でご記入ください。訂正時は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

※金融機関コードおよび支店コードは分かる範囲でご記入ください。(不明の場合、空欄のままで構いません。)

い  
ず  
れ  
か  
の  
み  
ご  
記  
入

① ご同意日	西暦 2023 年 11 月 24 日	② 電話番号	( 098 ) 975 - 2005
③ 桜色太枠内：個人のお客様はこちらにご記入ください			
フリガナ			
お名前	姓	名	
④ 水色太枠内：法人のお客様はこちらにご記入ください			
フリガナ	ウエルマシヤクシヤ		
法人名	うるま市役所		
フリガナ	〒 904-2275	都道府県	市区町村
ご住所/所在地	沖縄	うるま	三ツツミ 3丁目1-1

⑥ 印鑑ご捺印



⑦ お受け取り 口座情報	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義 (カナ)	ウエルマシヤクシヤイカンリシヤ
⑧ 振込名義 相違理由	③お名前または④法人名にご記入いただいたお客様名と⑦お受け取り口座情報にご記入いただいた口座名義が異なる場合は、以下の ( ) 内にその理由をご記入ください。(追加で書類等をご送付いただく場合がございます。)	

【燃費補償対象車両一覧】

No.	車名	車台番号	登録番号	補償額	No.	車名	車台番号	登録番号	補償額
1	プロフィア	FH1AG-100185	沖縄832ぬ119	31万円	31				
2	プロフィア	PR1APY-10026	沖縄800は929	19万円	32				
3					33				
4					34				
5					35				
6					36				
7					37				
8					38				
9					39				
10					40				
11					41				
12					42				
13					43				
14					44				
15					45				
16					46				
17					47				
18					48				
19					49				
20					50				
21					51				
22					52				
23					53				
24					54				
25					55				
26					56				
27					57				
28					58				
29					59				
30					60				
上記補償額合計								50	万円

※上表の「車台番号」「登録番号」は、自動車検査証(車検証)に記載の「車台番号」「自動車登録番号又は車両番号」です。

※添付いただく印鑑登録証明書の発行手数料相当として、宛名台紙に記載の燃費補償額合計の金額に450円を加算してお支払いいたします。

※上表に記載のお客様車両は日野自動車および日野販売会社が認識している、新車販売時の車両情報に基づくものです。

上表に記載されていない車両で、お客様が新車で購入いただいた車両をお持ちの場合は、大変お手数ですが、

以下燃費補償窓口までご連絡ください。この場合、車両特定に時間を要することがございますので、何卒ご了承ください。

【燃費補償窓口】0120-685-235

(受付時間) 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 ※GW・夏季・年末年始等の弊社休日と祝祭日を除く

承認第1号

専決処分の承認について（うるま市手数料条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人





## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

うるま市手数料条例の一部を改正する条例（別紙）

令和6年1月22日

うるま市長 中村 正



### 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布されたこと等に伴い、うるま市手数料条例（平成17年うるま市条例第50号）についても改正し公布する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。



うるま市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 1月 22日

うるま市長

(中村 正人)

うるま市条例第 1号

うるま市手数料条例の一部を改正する条例

うるま市手数料条例（平成17年うるま市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
---	------------

」を

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
--	------------

」に、

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
---	------------

」を

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
--	------------

」に、

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円
婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき 1,400円

」を

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
---	--

」に、

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円
---	--------------

」を

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円
--	-------------------------------

<p>規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

承認第2号

専決処分の承認について（令和5年度うるま市一般会計補正予算（第7号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度うるま市一般会計補正予算（第7号）

### 理 由

食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行う観点から、速やかに低所得世帯支援給付金の給付を実施するにあたり、給付事務に関連するシステム改修等を早期に実施する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月30日

うるま市長 中村 正人



令和5年度  
うるま市一般会計補正予算書  
(第7号)

沖縄県うるま市





## 目 次

一般会計補正予算（第7号）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1表 歳入歳出予算補正	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2表 繰越明許費補正	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3表 債務負担行為補正	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
予算に関する説明書		
一 歳入歳出補正予算事項別明細書		
1 総括	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 歳入	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 歳出	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
二 給与費明細書	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
三 債務負担行為に関する調書	・・・・・・・・・・・・・・・・	17



令和5年度うるま市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度うるま市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,323,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年1月30日

うるま市長 中村 正人

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16国庫支出金		21,187,253	4,263	21,191,516
	2国庫補助金	6,035,347	4,263	6,039,610
歳入	合計	78,319,164	4,263	78,323,427

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3民生費		39,666,314	4,263	39,670,577
	1社会福祉費	16,298,405	4,263	16,302,668
歳 出	合 計	78,319,164	4,263	78,323,427

## 第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金事業(こども加算)	2,185
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金事業 (均等割のみ課税世帯・こども加算)	1,919

### 第3表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯・こども加算）	福祉部 保護課	令和6年度 14,933





# 予算に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	21,187,253	4,263	21,191,516
歳入合計	78,319,164	4,263	78,323,427

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	39,666,314	4,263	39,670,577
歳出合計	78,319,164	4,263	78,323,427



## 2 歳入

## (款) 16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金	21,187,253	4,263	21,191,516
2 国庫補助金	6,035,347	4,263	6,039,610
1 総務費国庫補助金	2,726,781	4,263	2,731,044

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	総務費補助金	4,263	総務費補助金 4,263 (1)物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金 (4,263)

3 歳出

（款）3 民生費

（項）1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	39,666,314	4,263	39,670,577	4,263			
1 社会福祉費	16,298,405	4,263	16,302,668	4,263			
1 社会福祉総務費	3,078,610	4,263	3,082,873	4,263			



(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	10	1 低所得世帯支援給付金事業 (こども加算)
3	職員手当等	104	2,264
10	需用費	45	時間外勤務報酬 (パートタイム) (10)
11	役務費	1,228	休日勤務手当 (20)
12	委託料	2,876	時間外勤務手当 (34)
			消耗品費 (15)
			通信運搬費 (594)
			システム委託料 (1,111)
			業務委託料 (480)
			2 低所得世帯支援給付金事業
			(均等割のみ課税世帯・こども加算)
			1,999
			休日勤務手当 (17)
			時間外勤務手当 (33)
			消耗品費 (30)
			通信運搬費 (634)
			システム委託料 (759)
			業務委託料 (526)

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当		其 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
				額 (千円)	支 給 率 (月)						
補正後	長 等	3	0	27,216	8,758	3.40	8,166	44,140	7,091	51,231	
	議 員	30	144,480	0	47,078	3.40	0	191,558	45,750	237,308	
	そ の 他	1,394	87,212	0	0	0.00	0	87,212	0	87,212	
	計	1,427	231,692	27,216	55,836		8,166	322,910	52,841	375,751	
補正前	長 等	3	0	27,216	8,758	3.40	8,166	44,140	7,091	51,231	
	議 員	30	144,480	0	47,078	3.40	0	191,558	45,750	237,308	
	そ の 他	1,394	87,212	0	0	0.00	0	87,212	0	87,212	
	計	1,427	231,692	27,216	55,836		8,166	322,910	52,841	375,751	
比 較	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0		0	0	0	0	

## 2 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	846 (1,046)	1,743,566	3,144,609	2,930,659	7,818,834	1,446,135	9,264,969	
補正前	846 (1,046)	1,743,556	3,144,609	2,930,555	7,818,720	1,446,135	9,264,855	
比 較	0 (0)	10	0	104	114	0	114	

※ ( ) 内は再任用短時間勤務職員・パートタイム会計年度任用職員 (外書き)

### (職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 当 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	教 員 特 別 手 当 (千円)
補 正 後	592	51	40,272	118,848	87,261	60,675	38,914	695
補 正 前	592	51	40,272	118,848	87,261	60,675	38,914	695
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

  

区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 負 担 金 (千円)
補 正 後	1,018,811	540,148	44,260	9,450	242,349	728,333
補 正 前	1,018,811	540,148	44,223	9,450	242,282	728,333
比 較	0	0	37	0	67	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	846 (20)	0	3,144,609	2,592,252	5,736,861	1,061,523	6,798,384	
補正前	846 (20)	0	3,144,609	2,592,148	5,736,757	1,061,523	6,798,280	
比較	0 (0)	0	0	104	104	0	104	

※ ( ) 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	教員特別手 当 (千円)
補 正 後	592	51	40,272	118,848	87,261	60,675	38,914	695
補 正 前	592	51	40,272	118,848	87,261	60,675	38,914	695
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

  

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	680,404	540,148	44,260	9,450	242,349	728,333		
補 正 前	680,404	540,148	44,223	9,450	242,282	728,333		
比 較	0	0	37	0	67	0		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (1,026)	1,743,566	0	338,407	2,081,973	384,612	2,466,585	
補正前	0 (1,026)	1,743,556	0	338,407	2,081,963	384,612	2,466,575	
比較	0 (0)	10	0	0	10	0	10	

※ ( ) 内はパートタイム会計年度任用職員 (外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	教員特別手 当 (千円)
補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

  

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	338,407	0	0	0	0	0		
補 正 前	338,407	0	0	0	0	0		
比 較	0	0	0	0	0	0		

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	104	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	104	職員の休日勤務手当及び時間外勤務手当の増額によるもの	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 ・ 県	地 方 債	そ の 他	
(令和5年度) 低所得世帯支援給付金事業 (均等割のみ課税世帯・こ ども加算)	14,933			令和6年度	14,933	14,933			

